

権利擁護センター設置に向けた提言書

～高砂市における

権利擁護のさらなる実現のために～

高砂市権利擁護センター設置検討委員会

事務局：社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会

はじめに

成年後見制度は、資産の多い方の財産管理という私的な問題であると捉えていますか。また、生活力の弱くなった人間を自業自得として相手にせず、見て見ぬふりをしていませんか。この捉え方を見直す必要があります。

障がいのある人や高齢者等が安心して必要とする支援を利用することができるような地域としての体制作りを目指すには、意識を変革する必要があります。

今回の「提言書」は、市政に対し、公務に携わる方や地域住民が、力の弱っている方に目を配り、技術のある者へ繋ぎ、チームとして本人を支援継続できるような、人間として思いやりのある福祉行政への変革を求めるものです。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見利用促進法」）の第 1 条（目的）には、次のように記載されています。

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を**社会全体で支え合う**ことが、高齢社会における**喫緊の課題**であり、かつ、**共生社会の実現**に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

お金・財産の管理、介護・福祉サービスを本人意思に基づき適切に利用契約していくことは地域生活の基本です。生活を支える支援は、これまで家族機能の一部として当たり前と考えられてきました。しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わりつつある昨今、高齢者や障がい者の単独世帯や高齢者のみの世帯、障がい者の子と高齢者等の世帯もますます増えています。このような方々の医療・介護、福祉等の生活の基本となるサービスを適切に利用できるよう、地域で支えることも必要となります。

権利擁護ニーズは見ようとしなければ見えません。高砂市内で地域連携が取れないことから成年後見制度に結びつけられないまま、地域で埋もれている可能性がある現状にも目を向ける必要があるでしょう。

現在、各市町村において成年後見制度の体制整備が求められています。成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証においては、第1に利用者がメリットを実感できる制度運用の改善を掲げています。

成年後見制度の整備を行い住民に対して複合的にサービスを提供できるようになるためには、専属的な職員の確保、権利擁護関係の総合相談受付、医療、福祉関係者や専門職の意見を取り入れ方向性を検討する委員会の設置、行政福祉サービスの連携、本人に対し適切な後見人をマッチングし、後見人就任後も伴走支援ができる体制等が求められます。そして、それらの業務の活動拠点となるのが、権利擁護センターです。

これらの実現に向けて、基本計画に基づく市政方針においては、社会の変化に対応できるよう20年30年後を見据えた組織改革が必要なのです。高砂市行政の各部署も連携して、現状に対する福祉への捉え方の見直しを行い、高砂市権利擁護センターの立ち上げに邁進して頂きたい。

福祉を複合的な権利擁護と捉え、高砂市が福祉重視の町として、市民の誰もが安心して暮らしてゆけるようにと願いを込め、高砂市権利擁護センターの立ち上げを提言致します。

そしてこの提言書が将来の高砂市の発展に大いに寄与するものであることを祈っております。

高砂市権利擁護センター設置検討委員会

委員長 助永嘉伸

【目次】

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
I 高砂市における成年後見制度に関する現状	
1. 高砂市の概要	・ ・ ・ ・ ・ 5
2. 高齢化の現状	・ ・ ・ ・ ・ 5
3. 認知症高齢者の現状	・ ・ ・ ・ ・ 6
4. 障がいのある人を取り巻く現状	・ ・ ・ ・ ・ 6
5. 日常生活自立支援事業と成年後見制度利用者数	・ ・ ・ ・ ・ 7
6. 高砂市における成年後見に関する市長申立て等の実施状況	・ ・ ・ ・ ・ 8
7. 成年後見制度の相談・支援の現状	・ ・ ・ ・ ・ 10
II 高砂市の高齢者及び障がいのある人等の実態把握調査	
1. 高砂市成年後見制度実態把握調査 概要	・ ・ ・ ・ ・ 13
2. 高砂市成年後見制度実態把握調査 結果	・ ・ ・ ・ ・ 15
3. 高砂市成年後見制度実態把握調査 課題整理	・ ・ ・ ・ ・ 20
III 権利擁護に関する高砂市社会福祉協議会のあゆみ	
1. 日常業務からの気づき	・ ・ ・ ・ ・ 22
2. 権利擁護センター設置勉強会の開催	・ ・ ・ ・ ・ 23
3. 権利擁護センター設置検討会の開催	・ ・ ・ ・ ・ 23
IV 権利擁護センター設置検討委員会の取り組み	
1. 権利擁護センター設置検討委員会	・ ・ ・ ・ ・ 24
2. 委員会開催経過	・ ・ ・ ・ ・ 25

V 権利擁護センター設置に向けての提言

- 1. 権利擁護センター設置に向けた体制整備のモデルルート 28
- 2. 権利擁護センター設置に向けての整備段階（モデルルート） 29
- 3. 整備段階 1 における細目 30

おわりに 34

<参考資料>

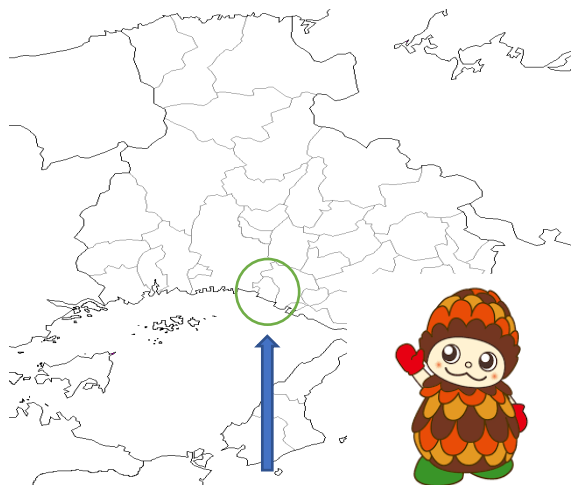
- 1. 国の動向と関連する法律等の動き 36
- 2. 高砂市成年後見制度実態把握調査 調査票
(民生委員・児童委員向け) 39
(専門職向け) 41
(関係者向け) 43
- 3. 高砂市成年後見制度実態把握調査 配付先 49
- 4. 高砂市社会福祉協議会権利擁護センター設置検討委員会設置要綱 50
- 5. 権利擁護センター設置検討委員会名簿 51

用語集 52

I 高砂市における成年後見制度に関する現状

1. 高砂市の概要（令和2年10月末現在）

● 人口	89,846 人
● 面積	34.38 km ²
● 世帯数	39,846 世帯
● 65 歳以上人口	26,140 人 (高齢化率 29.1%)
● 小学校	10 校
● 地域包括支援センター	1 か所 (地域包括支援協力センター4 か所)
● 障がい者基幹相談支援センター	1 か所 (相談支援事業所 6 か所)

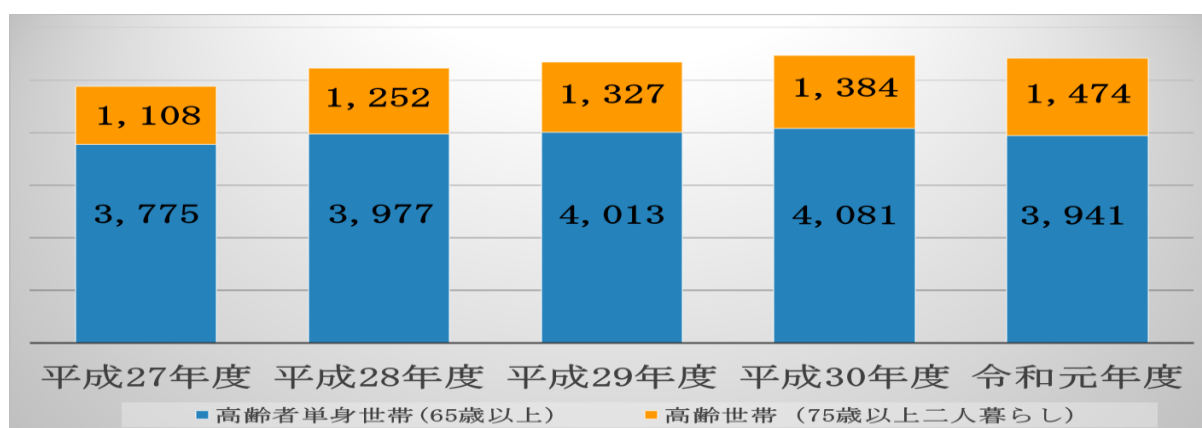


高砂市は兵庫県の中南部、播磨平野に位置し、南部東に加古川が流れ、南に瀬戸内播磨灘を臨んでいます。

2. 高齢化の現状

高砂市の総人口は平成28年93,038人から令和2年には89,846人と年々減少傾向にあります。一方で、65 歳以上の高齢者の割合は、平成28年の26.8%から令和2年には29.1%と今後も増加が見込まれます。

【高砂市の高齢者単身世帯と高齢世帯数の推移】



※各年度末現在の数値 ※要援護者実態調査 ※単位は世帯数

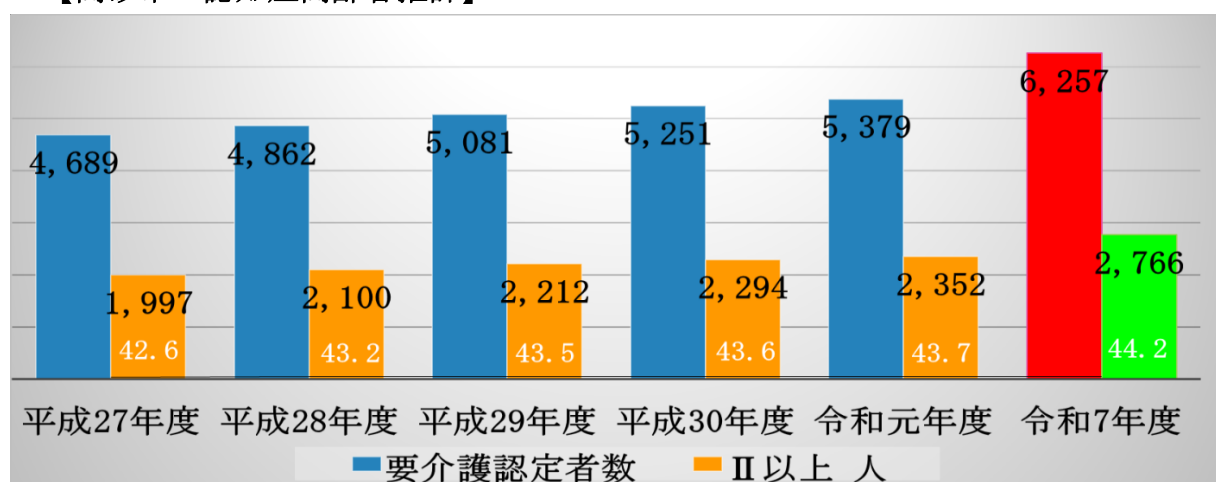
(注)：令和元年度の高齢者単身世帯の調査対象者年齢を70歳以上に引き上げています。3941人の内訳としまして、経過措置者（昨年度調査対象者の66歳～69歳）518人、70歳以上3423人となります。

3. 認知症高齢者の現状

65歳以上の要介護認定者数は、平成27年度4,689人から令和7年度には6,257人、認知症高齢者数（要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の数）も平成27年度は1,997人から令和7年度には2,766人となり将来推計をみると、今後も要介護認定者数の増加に伴い認知症高齢者数も増加すると見込まれています。

認知症高齢者の日常生活自立度とは、認知症高齢者にかかる介護度の度合いを分類したものです。Ⅱ以上の状態とは、たびたび道に迷う、服薬管理ができない、1人で留守番ができない等の症状がみられます。

【高砂市の認知症高齢者推計】



※各年度末現在の数値 ※令和7年度は推計値 ※白数字は%

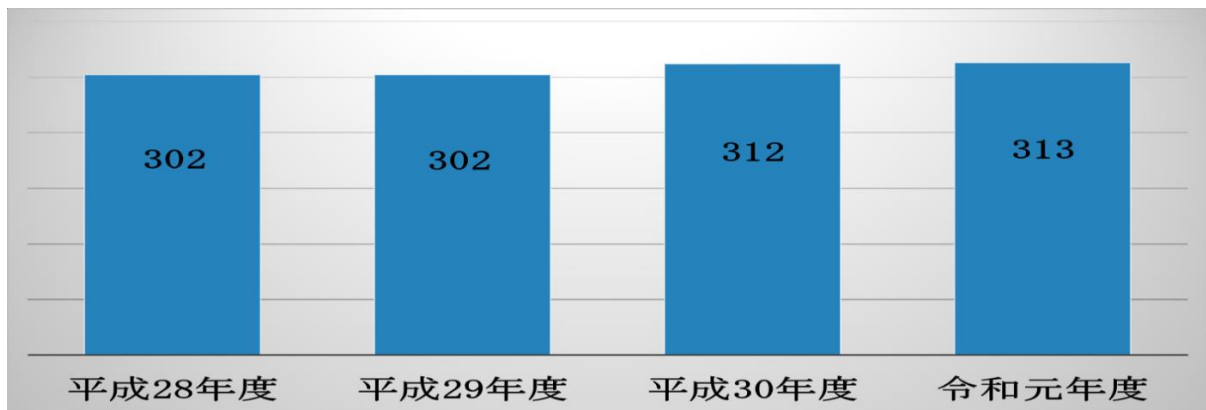
※認知症高齢者の日常生活自立度は要介護認定申請時の主治医意見書での記載を参照

※参考文献：高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）

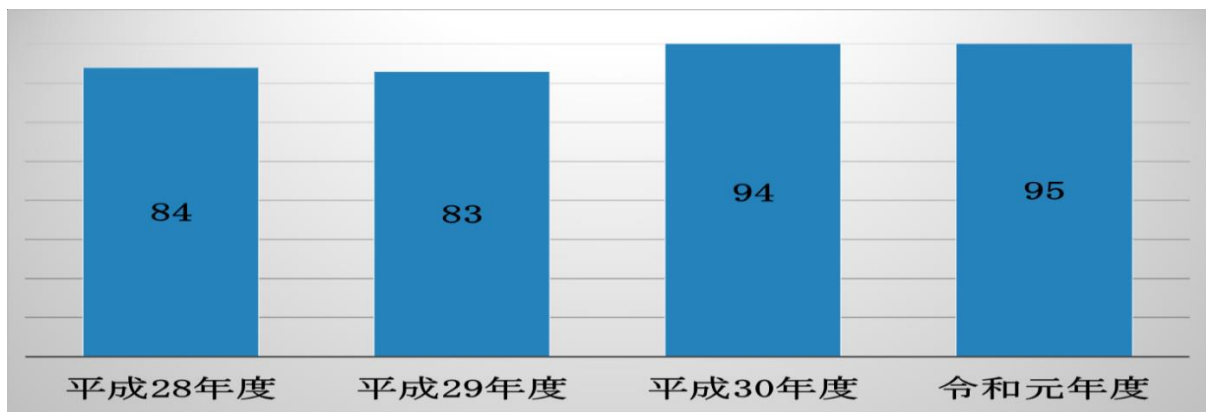
4. 障がいのある人を取り巻く現状

令和元年度末現在、療育手帳A判定と精神保健福祉手帳1級所持者の総数は、408人です。今後障がいの重度化、本人や家族の高齢化による親亡き後等、本人らしく従来通りの生活が続けることが難しくなることも予想されます。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障がいの特性を踏まえた長期にわたる意思決定支援、身上監護や見守りが必要になり、本人に相応しい支援を継続的に考える必要があります。

【高砂市の療育手帳A判定所持者数】



【高砂市の精神保健福祉手帳1級所持者数】

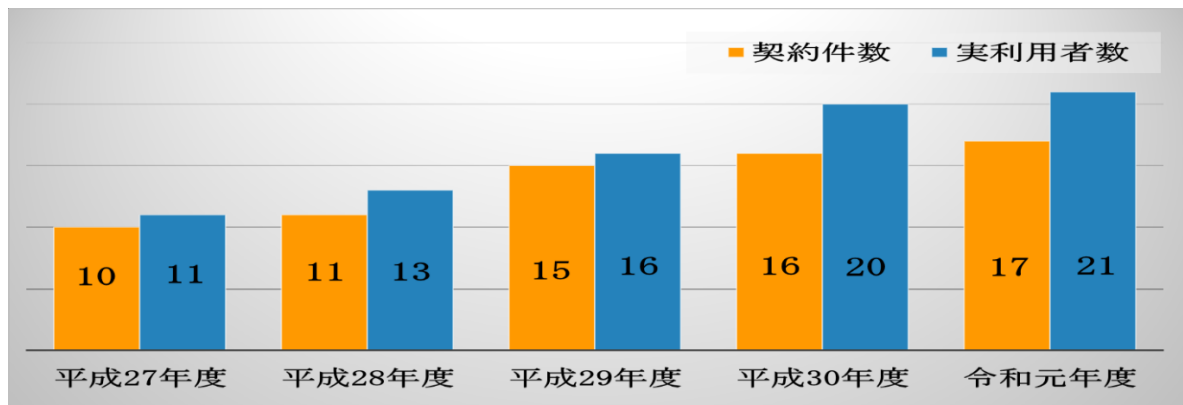


5. 日常生活自立支援事業と成年後見制度利用者数

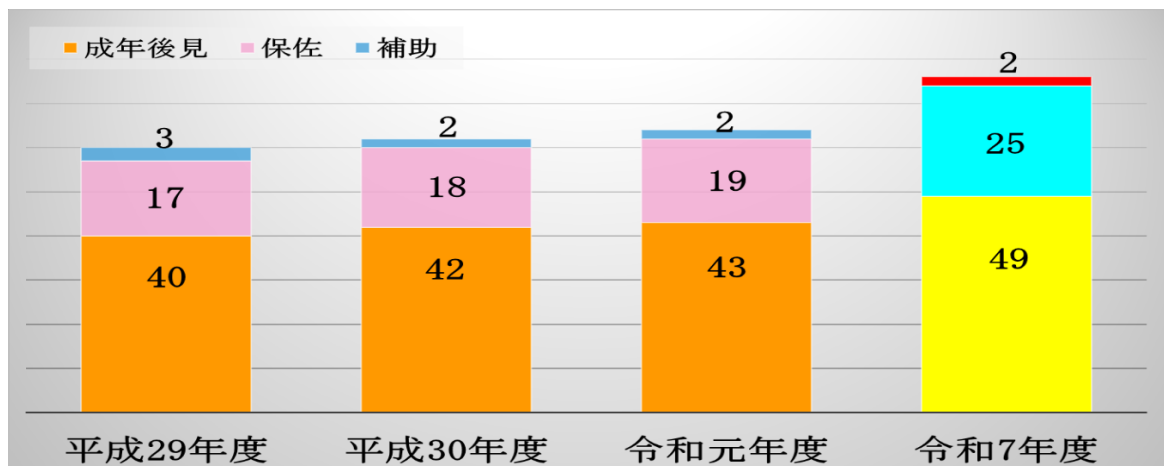
日常生活自立支援事業は専門員 1 人と直接援助活動を行う生活支援員を 5 人配置し、主に公共料金支払いの支援や郵便物の確認等の援助を行っています。利用者数は、日常生活自立支援事業が開始された平成 12 年以降右肩上がり増加しており、令和元年度末は新規利用者を含む延べ 197 人に対し計 511 回の支援を行いました。

神戸家庭裁判所姫路支部管内の高砂市における成年後見制度利用者数は、令和元年度末日時点で64人となっています。現在の認知症高齢者、障がいのある人の合計408人と比較すると非常に少なく、成年後見ニーズに十分に対応できていない状況が推測されます。

【高砂市の日常生活自立支援事業利用者数の推移】



【高砂市の成年後見制度の利用者数の推移】



* 令和7年度は、平成25年～29年の全国実績を基にした推計値

6. 高砂市における成年後見に関する市長申立て等の実施状況

(1) 市長申立て

認知症高齢者または知的障がいのある人、精神障がいのある人について、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、老人福祉法等の規定に基づき、それぞれの担当課で市長申立てを行うかどうかの判断を行い、市長による申立てを実施しています。

(区分)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	3 件	0 件	3 件
障がいのある人	0 件	1 件	2 件
生活保護受給者	0 件	2 件	1 件

（２）申立て費用助成

市長申立てを行う際に、対象者が申立て費用を負担することが困難な場合は、市が負担しています。

（３）報酬助成制度

報酬助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合、後見人等に報酬助成を行っています。後見・保佐・補助のすべてが対象です。市長申立てに限定していません。

（区分）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者（延べ）	1 人	4 人	7 人
障がいのある人（延べ）	0 人	1 人	2 人

＊上記数値は給付人数

参考 対象者数は、

高齢者：平成 29 年度 1 人 平成 30 年度 5 人 令和元年度 9 人（全て延べ）

障がいのある人：平成 29 年度 1 人 平成 30 年度 1 人 令和元年度 4 人（全て延べ）

（４）申立て支援の相談対応

成年後見制度の具体的な相談については、高齢者、障がいのある人のそれぞれの窓口が訪問や来所、電話対応にて制度概要や手続きの説明をしています。また、診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携等も行っています。本人、親族申立てが可能な場合は専門職へ依頼し、困難な場合は市長申立てへ繋げています。

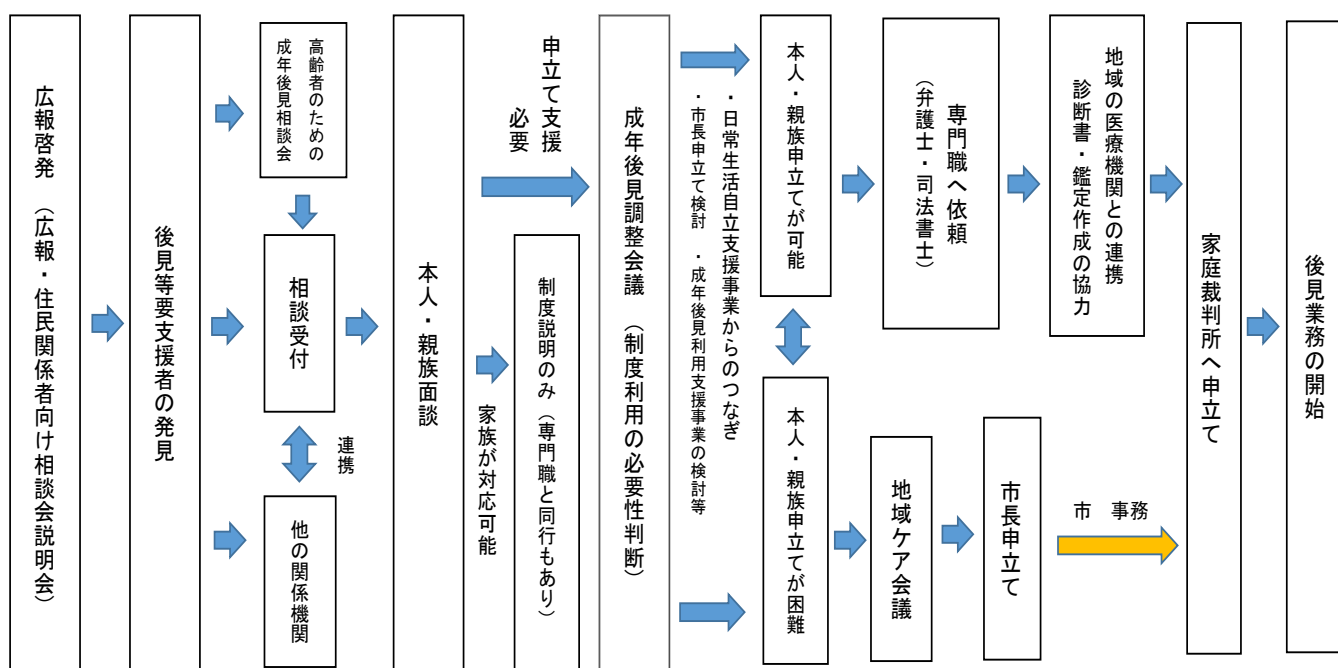
日常生活自立支援事業利用者には、必要に応じて、成年後見制度の案内を行っています。

7. 成年後見制度の相談・支援の現状

【高齢者】（図1）

地域包括支援センターでは、司法書士1名の参画を得て、権利擁護の観点から支援が必要であると判断したケースについて、成年後見制度を利用する必要性の判断や対応方法を協議する「成年後見調整会議」を毎月実施しています。そこでスクリーニングを行い、支援の方向性を決めています。

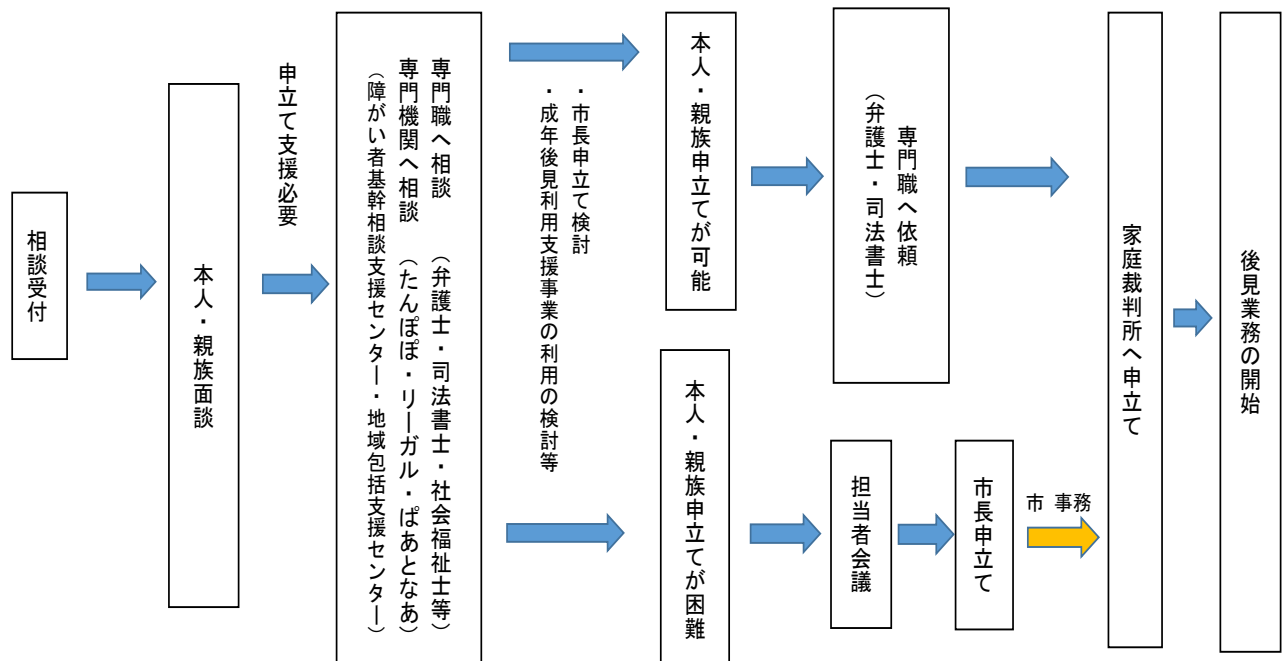
（図1）成年後見制度の相談・支援の流れの現状①（高齢者～地域包括支援センター）



【障がいのある人（相談支援事業所）】（図 2）

障がいのある人の相談支援事業所は、成年後見制度の相談があった時、各相談支援事業所の相談員が面談し、各々で専門職への依頼や市長申立てへと繋げています。

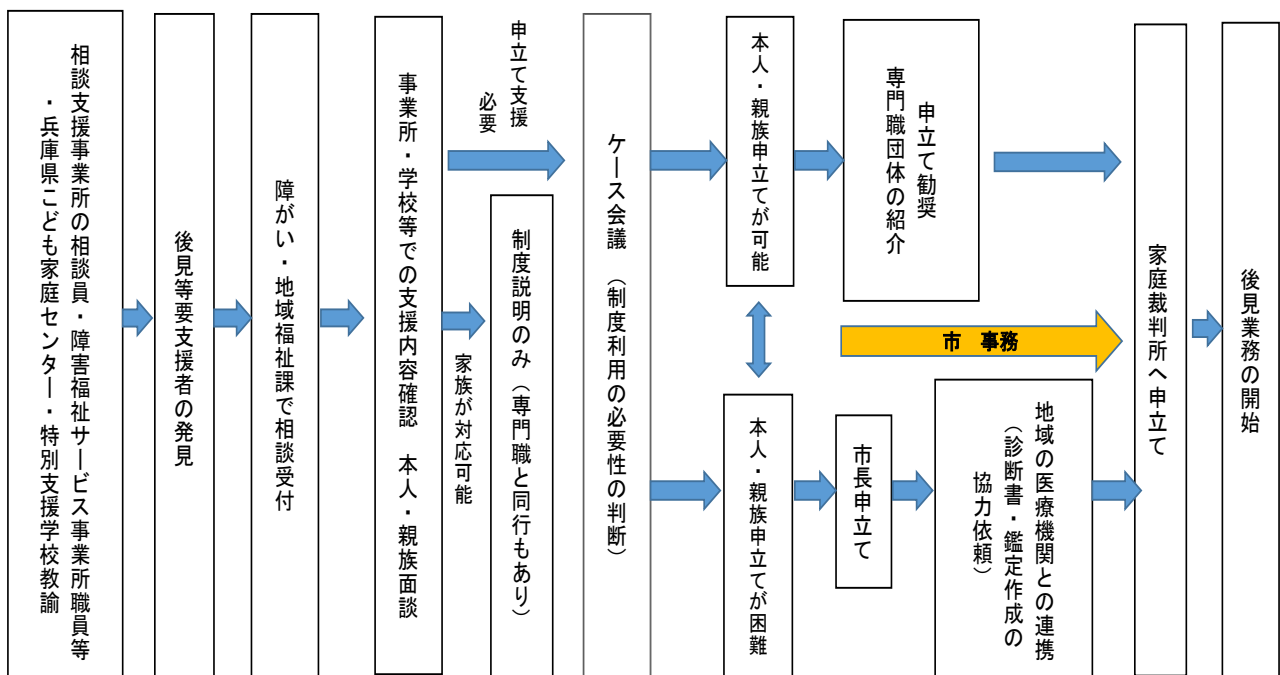
（図 2）成年後見制度の相談・支援の流れの現状②（障がいのある人～相談支援事業所）



【障がいのある人（高砂市 障がい・地域福祉課）】（図 3）

高砂市 障がい・地域福祉課では、本人・親族や関係機関からの相談後、面談や市に寄せられた情報等で事実確認を行うとともに、関係機関と支援策等について検討します。制度利用が必要と判断され、本人・親族申立てが可能な場合は専門職団体を紹介しています。本人・親族申立てが困難な場合は、市長申立てを行っています。

（図 3）成年後見制度の相談・支援の流れの現状③（障がいのある人～障がい・地域福祉課）



Ⅱ 高砂市の高齢者及び障がいのある人等の実態把握調査

1. 高砂市成年後見制度実態把握調査 概要

【調査目的】

高砂市においても、急速な高齢化の進行に伴う認知症の独居高齢者や高齢者のみの夫婦の増加、障がいのある人の地域生活への移行等に伴い、権利擁護の支援に向けた取り組みの充実が不可欠となっています。

このため、本調査では高砂市の実情を把握することで、今後の権利擁護の推進に必要な支援を明らかにしていくことを目的とし、実態把握調査を行いました。

【調査対象】

① 民生委員・児童委員向け

高砂市内の民生委員・児童委員

② 専門職向け

高砂市内に住民票又は居所がある方を、補助人・保佐人・後見人として担当している専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）

③ 関係者向け

・高砂市内の高齢者施設及び事業所

（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、ケアハウス、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、その他）

・高砂市内の障がい者施設及び事業所

（相談支援事業所、共同生活援助、施設入所支援、その他）

【調査実施期間】

令和元年7月1日～7月31日

【回答率】

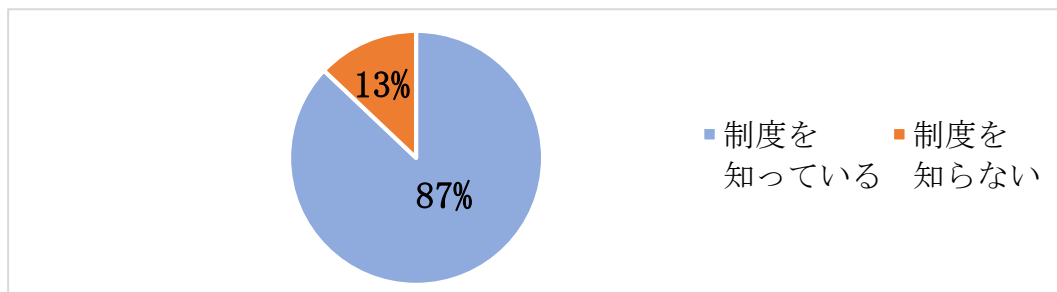
- ① 民生委員・児童委員向け ＊調査票を高砂市民生委員・児童委員協議会で配付
174 名に配付、117 名（67.2％）の回答
- ② 専門職向け ＊アンケートフォームにて電子回答
弁護士、司法書士は 5 名に配付し、4 名（80％）の回答
社会福祉士は、一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあと
なあ兵庫」に依頼し、12 名の回答
- ③ 関係者向け ＊調査票を郵送で配付
- ・ 高齢者施設 56 事業所に発送し、48 施設（85.7％）の回答
 - ・ 障がい者施設 15 事業所に発送し、10 施設（66.6％）の回答

2. 高砂市成年後見制度実態把握調査 結果

(1) 広報機能

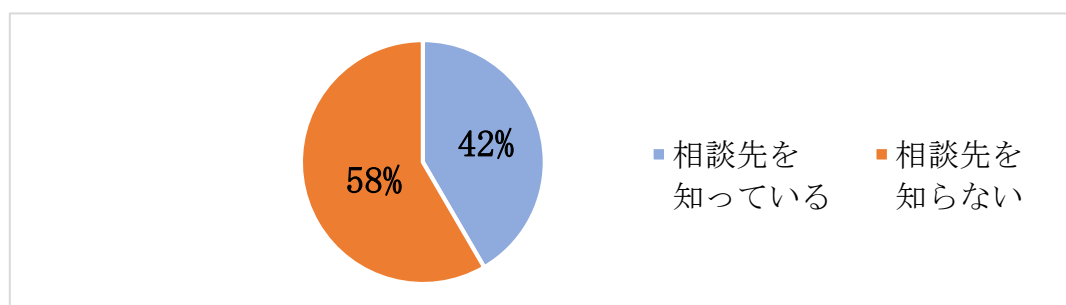
Q.『成年後見制度』という制度を知っていますか。

回答者：民生委員 117 名



Q.『成年後見制度』の相談窓口を知っていますか。

回答者：民生委員 117 名

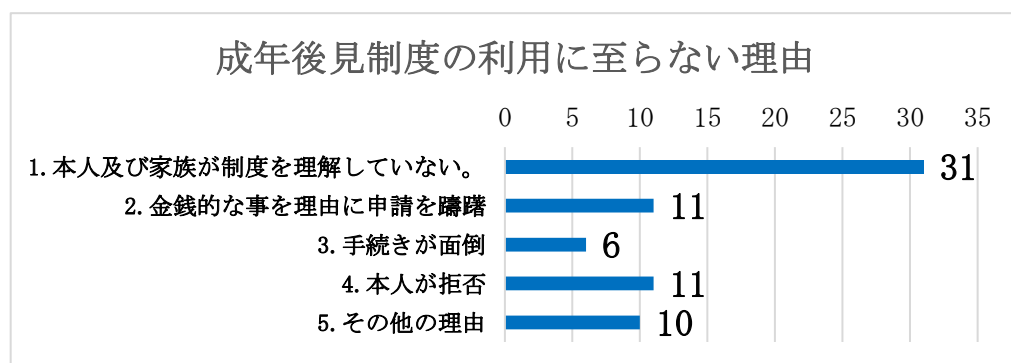


成年後見制度について、関係者にはある程度認知されていますが、民生委員では全体の 9 割弱と認知度が低い状況です。また相談窓口を知らないと答えた民生委員は半数以上と高い割合となっています。

相談窓口としては、「地域包括支援センター」(42%)、「社会福祉協議会」(15%)、「高砂市 障がい・地域福祉課」の順で認知度が高く、「家庭裁判所」「法テラス」「司法職」等はあまり知られていない状況です。

Q. 成年後見制度の利用に至らない理由はなぜだと思いますか。

回答者：関係者 58 施設（複数回答可）

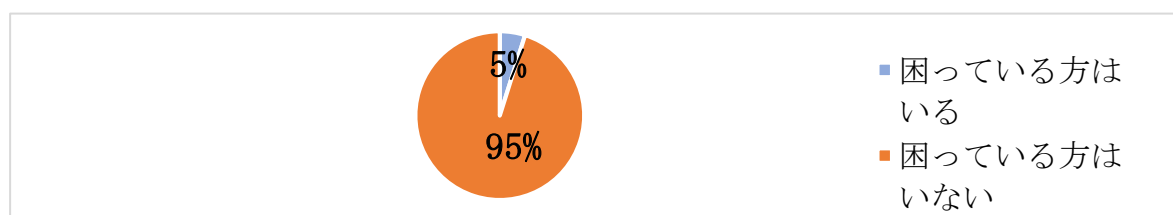


成年後見制度利用に至らない理由として、「本人及び家族が制度を理解していない」「金銭的な理由」「本人が拒否」の理由が高くなっています。この理由には制度利用にあたって、関係者が成年後見制度について十分説明できる知識を持っていない状況や、他人に財産を管理してもらうことに抵抗感があると考えられます。今後更なる広報・講演会等により関係者の成年後見制度に対する理解を深める必要があります。

（２）相談機能

Q. 地域住民で、本人の判断能力が不十分であるために、金銭管理や各種手続き等、困っている方はいますか。

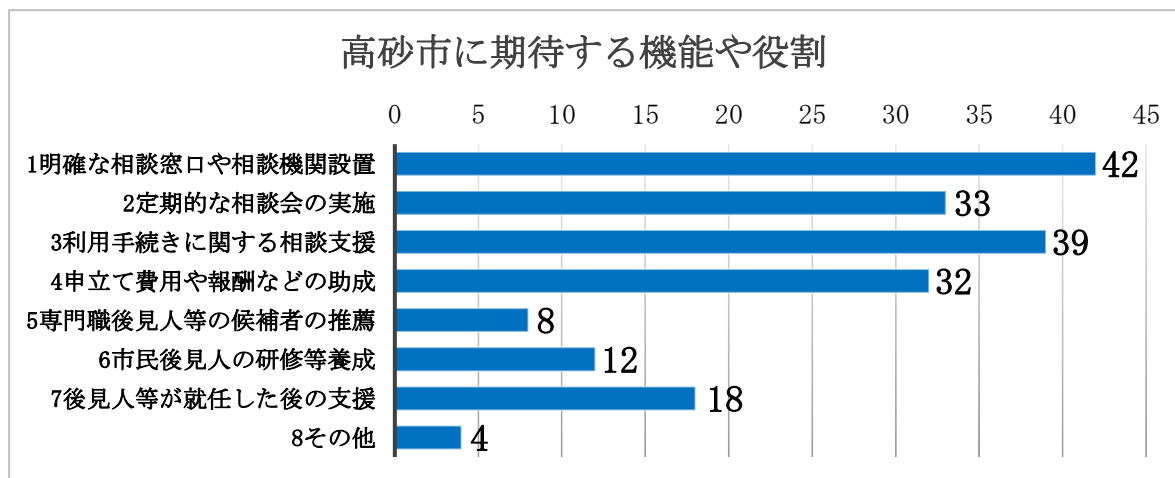
回答者：民生委員 117 名



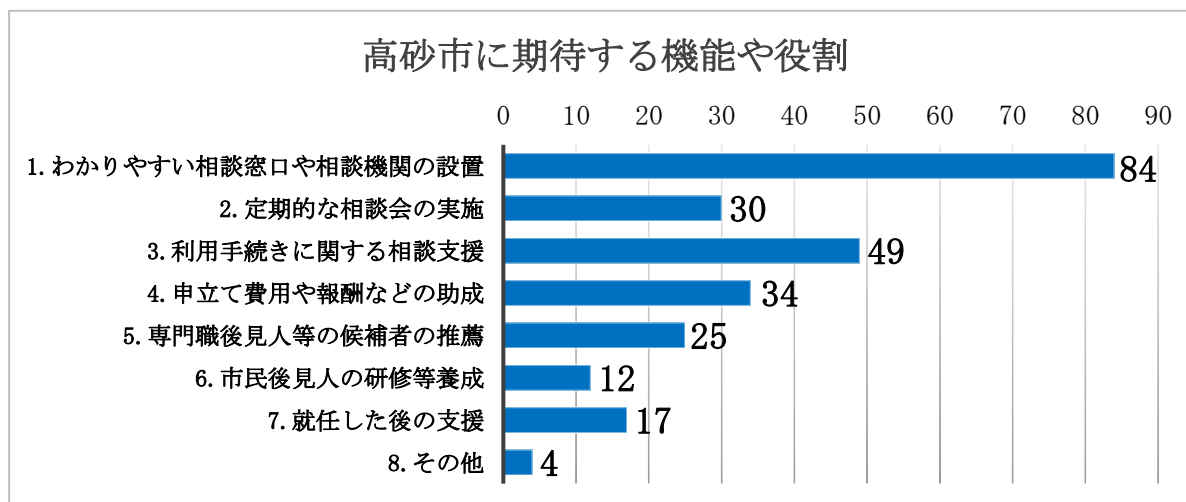
「いる」と答えた方についての回答は、「高齢で公共料金の支払いや手続きができず困っている」「ギャンブルに没頭し、金銭管理能力なく、身内も近くにいない。」「頼れる身内がおらず入院時等同意書が取れず困っている。」等家族間のトラブルやギャンブル等複合的なケースの相談が多くなっています。また民生委員では入り込めない、ので、専門職に依頼したいという声も上がっています。「いる」と答えた方は5%ですが、問題が表面化されず見えにくいという現状があります。このような現状から、必要な方に制度が周知されるよう、広報啓発の必要性がみえてきます。

Q. 成年後見制度を利用しやすくするために、期待する機能や役割はありますか。

回答者：関係者 58 施設（複数回答可）



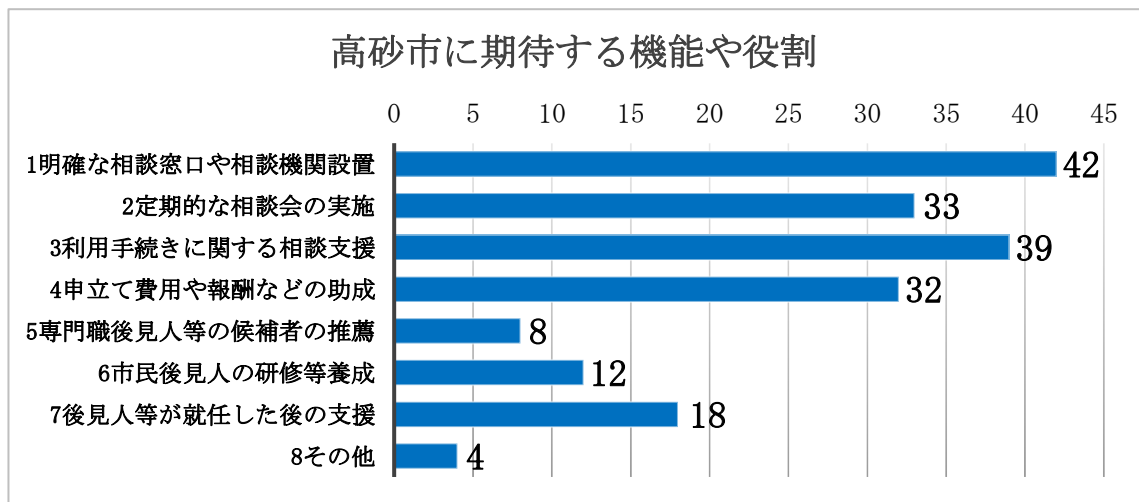
回答者：民生委員 117 名（複数回答可）



民生委員、関係者ともにわかりやすい相談窓口や相談機関の設置の割合が高くなっています。関係者や住民向けに研修会等行い、成年後見制度の窓口が身近で分かりやすく、相談しやすい環境づくりが必要と言えます。

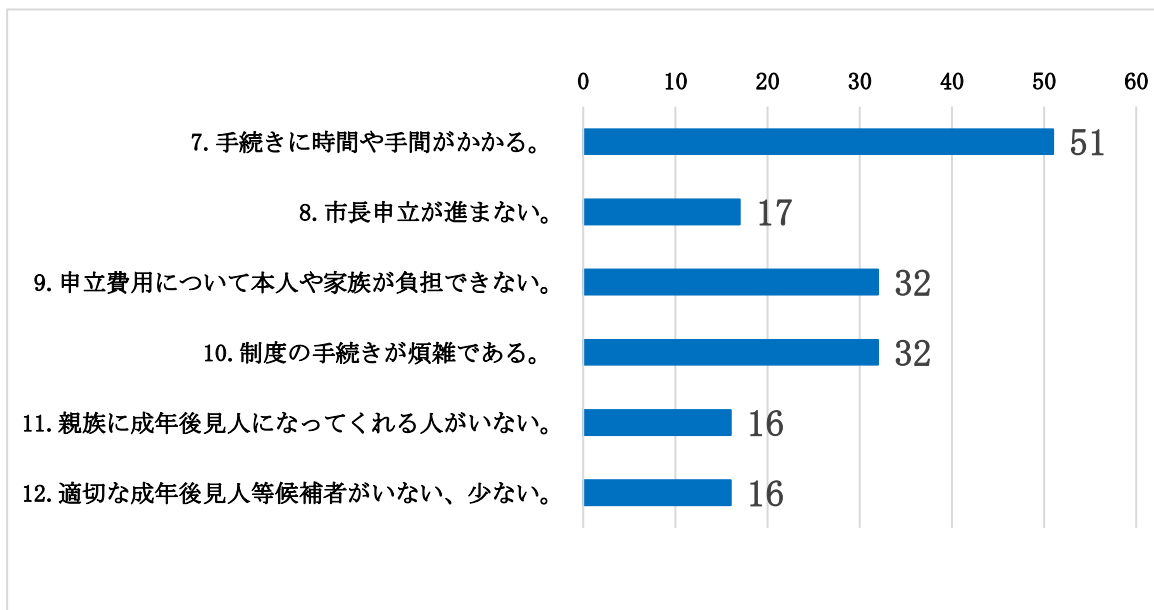
Q. 高砂市に期待する機能や役割はありますか。

回答者：関係者 58 施設（複数回答可）



Q. 成年後見制度（申立て）に関して課題や問題を感じることは何ですか。

回答者：関係者 58 施設（複数回答可）

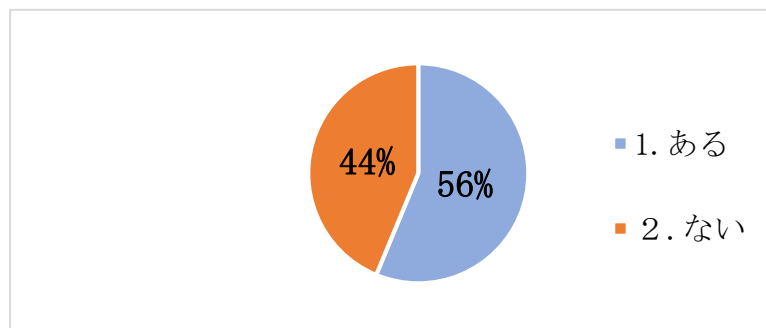


「申立て書類作成のハードルが高い」「市長申立てに時間がかかる」「適切な候補者がいない」「情報交換する場やアウトリーチできる体制整備してほしい」という意見が多く上がっています。相談段階から関係機関が関わり、アウトリーチ支援や多職種が支援内容について協議し、支援の方向性を決める場が必要と言えます。

(3) 後見人支援機能

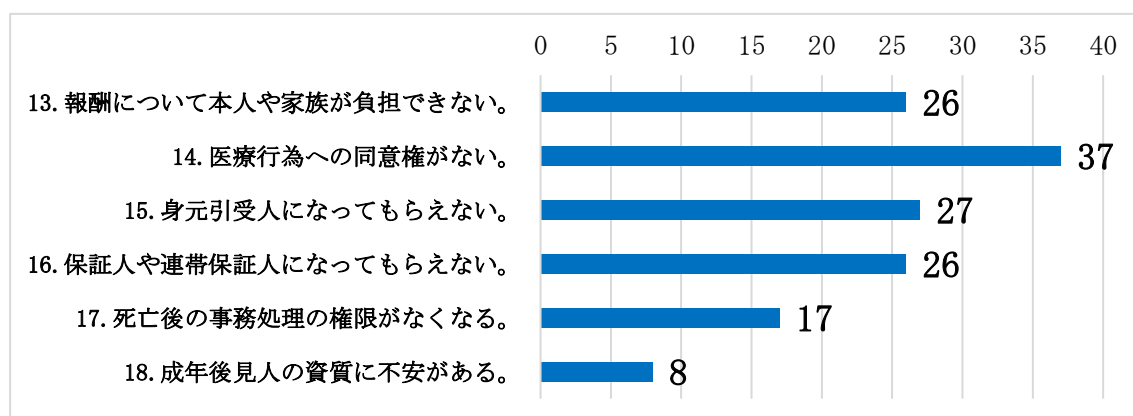
Q. 後見人・保佐人・補助人として関わる中で困っている事や悩んでいる事がありますか。

回答者：専門職 4 名



Q. 成年後見制度（制度利用後）に関して課題や問題を感じることは何ですか。

回答者：関係者 58 施設（複数回答可）



「身元引受人や医療行為への同意」「保証人問題」、「後見人とトラブルになった時の相談先」「成年後見活動についての相談先」「申立て費用・報酬助成制度の拡大」の意見が多くありました。後見人等へのフォローや関係者とのネットワーク構築等、成年後見人等を支援する体制を整備することが、利用者のメリットにも繋がると言えます。また、成年後見人が「できる事」「できない事」については、十分知られていない状況です。このため、成年後見人の業務についても普及啓発を図っていくことも必要です。

3. 高砂市成年後見制度実態把握調査 課題整理 (図 4)

高砂市成年後見制度実態把握調査からみえてくる、高砂市における成年後見制度に関する課題を整理しています。実態把握調査の結果から抽出した課題を、国の成年後見制度利用促進基本計画における具体的な4つの機能（広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能）に分け、民生委員・児童委員、専門職、関係者ごとに現状の課題として抽出し、現状の課題からみえてくる『中核機関の役割と機能』『中核機関の役割によって期待される効果』について、課題整理としてまとめています。

(図4)

実態把握調査から見えてくる高砂市における成年後見制度に関する課題整理

国の基本計画における 具体的機能	現状の課題			中核機関の役割・機能	期待される効果
	民生委員・児童委員	専門職	関係者		
広報機能	半数以上の方が窓口を知らない		本人・家族が知らない	広報・講演会等による周知	制度を本人、家族、住民がしり、相談に繋がりやすくなる
	よく制度が分からない	医療機関の理解がない	制度理解が不十分で活用できていない	民生委員や事業所・医療機関に向けた、研修会の実施	福祉関係者が制度を理解し、適切な対応ができる
相談機能	複合的な相談が多い	福祉に関する総合窓口の設置	気軽に相談できる場所がない	明確な相談窓口の設置（ワンストップ窓口） 相談会の実施 権利擁護全般の窓口の設置	成年後見に関する相談窓口が明確化され、気軽に相談しやすい相談の機会が増える
	民生委員では入り込めないで、専門職にお願いしたい		権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性が分からない	専門職によるアセスメント 専門職の派遣 支援方針の検討会議	適切にケースを分析・判断し、必要な支援方針の見立てができる
成年後見制度利用促進機能		申立て支援 アウトリーチ 市長申立てに時間がかかる 公正な候補者選定	申立書類作成のハードルが高い	申立てに関わる相談・アウトリーチによる支援 適切な候補者推薦のための検討会 市長申立ての支援	申請者が申立てを行いやすくなる 適切な候補者の推薦ができる 市長申立てがスピーディーにできる
後見人支援機能		後見人一人では解決できない問題が多い（複合的課題の対応） 意思決定支援 報酬助成制度 福祉職との連携	報酬助成 後見人とのトラブルを相談する所がない。 医療行為の同意、保証人、身元引受人になれない	チーム等支援会議の調整 関係機関とのネットワーク構築 後見人の相談窓口の明確化 複合的課題の対応 家庭裁判所との連絡調整	本人、後見人が相談し連携できるチームが身近な地域につくれる

Ⅲ 権利擁護に関する高砂市社会福祉協議会のあゆみ

1. 日常業務からの気づき

高砂市社会福祉協議会では高砂市から地域包括支援センターを受託しており、地域包括支援センターにおいては、様々な権利擁護に関する相談を受けています。相談者としては、市民だけではなく、自治会役員や民生委員・児童委員、医療機関、ケアマネジャー等、多岐にわたります。

平成 28 年度に地域包括支援センターへ寄せられた困難ケース相談は 170 件でしたが、そのうち 44 件は金銭管理や保証人関係の相談でした。相談の中には、家族・親族等に頼る人がいないため、本人の生活課題が深刻化して課題が顕在化するケースもあります。これらの相談には社会福祉士が対応し、日常生活自立支援事業や成年後見制度申立てへ繋いだケースもありますが、繋いだ後のフォローができずに、支援が途切れてしまったケースや、本人と成年後見人との間に良好な関係が築けず、行き詰ってしまうケースもありました。また、地域包括支援センターでは本来対応ができない身元保証や相続に関する問題や、入院や施設入所時の対応、死後事務のニーズも挙がってきました。キーパーソンがいないケースで病院や施設から保証を求められた場合には、地域包括支援センター職員やケアマネジャーが随時判断を求められる事もあり、対応に苦慮していました。

これらの日常業務を通じて、地域包括支援センターの職員内の共通認識としては、本人が住み慣れた地域で安心して暮らすには、本人の状況に応じて適切な制度に繋げる事ができる事、そのためには多くの関係機関と連携しながら、切れ目のない支援ができるような地域における支援体制が必要であるという気づきでした。

2. 権利擁護センター設置勉強会の開催

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見利用促進法」において、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとされています。それに伴い、高砂市社会福祉協議会では『社会福祉充実計画』のひとつとして、平成 29 年度は、地域包括支援センターの社会福祉士が中心となり、地域福祉課の職員と共に『権利擁護センター設置勉強会』を始めました。勉強会では権利擁護の取り組みにおいて生じる様々な課題を明確にし、他市町の権利擁護センターの形態や機能を調査し、高砂市にはどのような機能が必要であるかを検討しました。

3. 権利擁護センター設置検討会の開催

平成 30 年度は、高砂市に拠点を置く司法書士をアドバイザーとして招き、勉強会のメンバーに加えて、高砂市福祉部地域福祉室の職員も交え、『権利擁護センター設置検討会』を開催しました。検討会では、成年後見制度利用促進基本計画の内容を把握し、高砂市の課題を確認し、先進地である明石市後見支援センターへの視察等を行いました。高砂市の課題としては、複合的な問題を抱える家族支援、それぞれの相談窓口の連携が十分に図られていないこと、成年後見業務を受任後の後見人等がフォローを受ける体制が整えられていない事等が挙がりました。この課題を解決するためには、地域住民にとっては、年齢を問わず判断能力が低下した人の相談窓口が必要であるという認識に至りました。そして、検討会のメンバー間では、成年後見支援センターまたは権利擁護センターが設置・活用され、同センターが地域連携ネットワークの中核機関として相談体制が整えられる必要があるとの結論に至りました。

IV 権利擁護センター設置検討委員会の取り組み

1. 権利擁護センター設置検討委員会

今後、一人暮らし高齢者、認知症高齢者、障がいのある人の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まると考えられます。しかし成年後見制度の利用状況をみると、まだ十分に利用されていないのが現状です。また、利用者がメリットを実感できないケースも多くあります。

こうした状況の中、平成28年5月に「成年後見利用促進法」が施行され、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

高砂市でも、認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある人等のうち判断能力が十分ではない人が、成年後見制度を利用しやすく、メリットが得られるよう、成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に進める必要があります。

高齢者、障がいのある人等、判断能力が十分でない人の権利を守るための支援策及び地域連携ネットワーク等の構築に向けて、地域における権利擁護システムの検討及び提言を行うため、平成31年4月に権利擁護センター設置検討委員会（以下「当委員会」）を設置しました。

当委員会は司法関係者、保健、福祉及び医療関係者、行政からの参画を得て、高砂市における権利擁護の方向性等について、計7回の協議と岡山県総社市への視察を行いました。

そのなかで、成年後見制度に特化した「成年後見支援センター」にとどまらず、地域住民、関係機関、専門職等が連携して困りごとを受け止め、高齢者や障がいのある人の生活を幅広く支援し、高砂市における権利擁護のさらなる実現のために本提言書として取りまとめました。

2. 委員会開催経過

年 月 日	主 な 内 容
令和元年 5 月 31 日	(令和元年度第 1 回検討委員会) ・ 正副委員長の選任について ・ 令和元年度、令和 2 年度の予定について ・ 高砂市の成年後見制度に関する現状と取り組み状況、課題 ・ 高砂市成年後見制度に関する実態把握調査について
令和元年 6 月～7 月	高砂市成年後見制度に関する実態把握調査 ※調査結果はⅡ参照
令和元年 8 月 28 日	(令和元年度第 2 回検討委員会) ・ 高砂市成年後見制度に関する実態把握調査(経過報告) ・ 成年後見・市民後見推進会議(9/10)について ・ 視察先候補地選定等について
令和元年 11 月 12 日	(視察研修) ・ 岡山県総社市権利擁護センター「しえん」
令和元年 11 月 27 日	(令和元年度第 3 回検討委員会) ・ 高砂市成年後見制度に関する実態把握調査(報告) ・ 岡山県総社市権利擁護センター「しえん」視察報告
令和 2 年 2 月 14 日	(令和元年度第 4 回検討委員会) ・ 高砂市における権利擁護全般の課題報告 ・ 成年後見制度に関する実態把握調査から見えてくる課題と中間機関の役割について ・ 優先すべき課題について ・ 次年度の委員会について(開催時期、内容等)
令和 2 年 5 月 25 日	(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
令和 2 年 7 月 29 日	(令和 2 年度第 1 回検討委員会) ・ 令和 2 年度新規委員の委嘱、委員の変更について ・ 令和元年度権利擁護センター設置検討委員会の取り組みについて ・ 高砂市における権利擁護体制、中核機関について

令和2年12月9日	(令和2年度第2回検討委員会) ・権利擁護センター設置における今後の整備内容(案)について ・報告書(素案)について ・成年後見制度利用促進基本計画策定委員会について ・令和3年2月の追加委員会について
令和3年2月16日	(令和2年度第3回検討委員会) ・提言書(案)について

※ 上記のほか、委員会開催にあたっての事前の調整会議や、正副委員長との事務局会議等を開催しました。

V 権利擁護センター設置に向けての提言

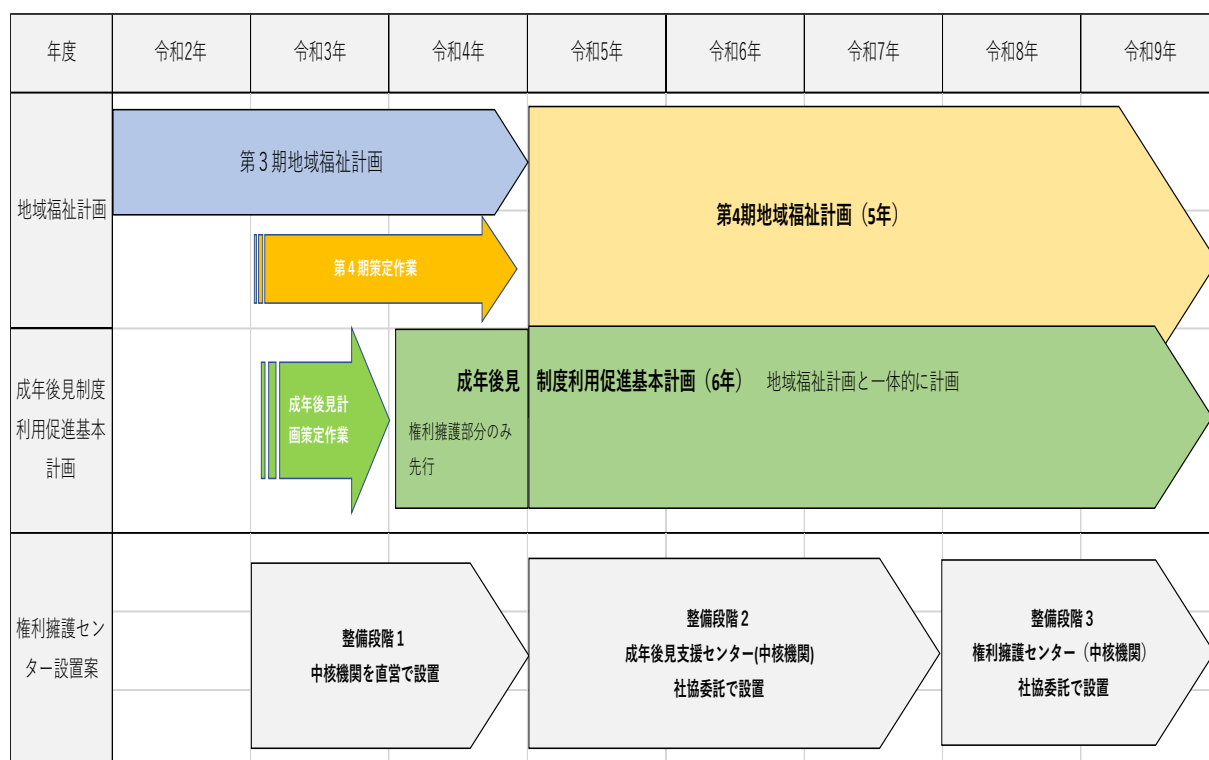
当委員会では、高砂市域における権利擁護の相談支援体制の整備における、令和 3 年度以降のスケジュール及び具体的な機能について、下記のとおり「整備計画モデルルート」（以下、「本モデルルート」）を提言します。

高砂市の成年後見制度利用促進基本計画について、高砂市は地域福祉計画と一体的に基本計画を策定する予定です。当委員会としては、これら計画に盛り込めるよう、本モデルルートを構築しています。

権利擁護センター設置について、国の基本計画では、優先される課題から段階的・計画的に整備されることが望ましいとされており、高砂市も国の基本計画と同様、段階的・計画的に整備を進めていくべきです。具体的には、整備段階 1 では、令和 3 年度から高砂市が中核機関を直営での設置、整備段階 2 では、令和 5 年度から、社会福祉協議会委託で成年後見支援センター（中核機関）を設置、整備段階 3 では、令和 8 年度に社会福祉協議会委託で権利擁護センター（中核機関）の設置をすべきと考えます。

特に整備段階 1 においては、既存の相談機能を生かしつつ、相談機能の充実と支援検討委員会の設置が必要であると考えています。喫緊の課題ゆえ、30 ページから細目を記載しています。

1. 権利擁護センター設置に向けた体制整備のモデルルート



（図5）体制整備のモデルルート

《高砂市の成年後見制度利用促進基本計画》

国の基本計画では、令和3年度末までに中核機関の整備と市町村計画を作成することとされています。高砂市においては、令和3年度に計画の策定委員会を設置し、成年後見制度の利用に関する施策についての基本的な計画である「成年後見制度利用促進基本計画（仮称）（令和4年度～令和9年度）」が策定される予定です。

この成年後見制度利用促進基本計画については、令和4年度に策定予定の「第4期地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）」の中に取り込み、一体的に連動して推進していくこととされています。

2. 権利擁護センター設置に向けての整備段階（モデルルート）

市の整備段階のイメージ		年度	主な整備提案及び中核機関の具体的機能等（細目）
整備段階 1	中核機関を直営で設置	令和3年度～4年度	①成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・策定委員会の設置・運営
			②中核機関及び地域支援ネットワーク協議会の設置・運営 ・協議会構成組織（メンバー）の調整・依頼 ・家庭裁判所との連携・情報交換
			③広報・啓発機能 ・窓口の周知（パンフレット作成・配布） ・関係機関への周知 ・市政だより・社協だよりに掲載 ・出前講座のメニューに成年後見を追加
			④相談機能（相談受付・アセスメント・支援の検討） ・市、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターで相談の受理、連携の強化 ・成年後見相談会の実施 ・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センターによるアウトリーチ ・支援検討委員会の開催 ・権利擁護支援人材バンクの整備・活用 ・ケース会議の開催の支援
整備段階 2	成年後見支援センター（中核機関） 社協委託で設置	令和5年度～7年度	①地域支援ネットワーク協議会の運営
			②広報・啓発機能 ・窓口の周知（リーフレット配布・改訂） ・市政だより・社協だよりで周知 ◎市民向け講演会の開催 ◎事業所・医療機関向け研修会の開催 ◎一般向け出前講座の実施
			③相談機能 ◎相談窓口の一本化 ・成年後見相談会の開催 ◎専門職によるアセスメント（＊権利擁護支援人材バンクから移行） ◎アウトリーチによる支援 ・支援検討委員会の開催（月1回） ◎日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援支援事業利用者（生活保護を含む低所得者）からのスムーズな移行支援
			◎④成年後見利用促進機能 ・申立て相談・支援 ・受任調整（支援検討委員会） ・親族後見人候補者の支援
			◎⑤後見人支援機能 ・チーム等支援会議の調整 ・後見人等の相談支援
			◎⑥不正防止効果機能
整備段階 3	権利擁護センター（中核機関） 社協委託で設置	令和8年度～9年度	上記①～⑥、成年後見支援センターの機能
			◎⑦虐待防止・対応（高齢者・障がいのある人） ・広報・啓発、相談対応・相談機関の紹介、通報・届出の受理 ・市と連携を図りながら、適切な対応を行う。
			◎⑧成年後見制度の利用促進機能 ・市民後見人、生活支援員の養成研修
			◎⑨法人後見事業の実施（法定後見）
			◎⑩見守り安心サービス等の実施 ・保証サービス ・死後事務手続サービス

◎は新規追加項目

（図6）整備段階のモデルルート

3. 整備段階1における細目

① 成年後見制度利用促進基本計画の策定

- ・策定委員会（司法関係者を含む）の設置・運営

② 中核機関及び地域支援ネットワーク（P32 図7）協議会の設置・運営（年1～2回の開催）

ア) 協議会構成組織（メンバー）の調整・依頼

- ・年1～2回の開催

- ・メンバー：弁護士、司法書士、社会福祉士、家庭裁判所、医師会、当事者団体、民生委員・児童委員、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市等、幅広い組織・団体から参画を得た協議会の運営

イ) 家庭裁判所との情報交換・連絡・調整

ウ) 地域課題の検討・調整・解決

- ・支援チームへの適切なバックアップ体制の整備
- ・困難ケース対応のためのケース会議等を適切に開催する体制の整備
- ・多職種間での更なる連携強化に向けた体制の整備

③ 広報・啓発機能（中核機関設置（役割）、相談窓口等の広報・啓発）

ア) 関係機関・団体等への周知（パンフレット作成・配布等）

イ) 市政だより・社協だよりによる市民等への周知

ウ) 講演会・研修会の開催・出前型講座の実施

④ 相談機能（相談受付・アセスメント・支援の検討）（P33 図8）

ア) 相談機関（窓口）の連携・強化

- 市（中核機関等）、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会での相談受付・支援・連携の強化

イ) 弁護士または司法書士による成年後見専門相談会の実施（年2回程度）

ウ) アウトリーチによるアセスメントの実施

相談受付（受理）時における障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センターによる出前型アセスメントの積極的な実施

エ) 支援検討委員会の設置・運営（月 1 回程度）

中核機関（市）、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等による支援検討委員会を通じた効果的なスクリーニングを実施する。

（必要に応じて専門職の参画を得て実施する。）

オ) 権利擁護支援人材バンク（仮称）の設置・活用

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を活用した出張相談・専門的助言・申立て支援等を行う仕組みを導入し当事者支援を行う。

カ) ケース会議の開催支援

支援対象者を支援する関係機関を招集し、適宜ケース会議を開催する。

支援対象者に応じ、地域包括支援センターまたは障がい者基幹相談支援センターが中心となり会議を行う。

【地域支援ネットワーク】

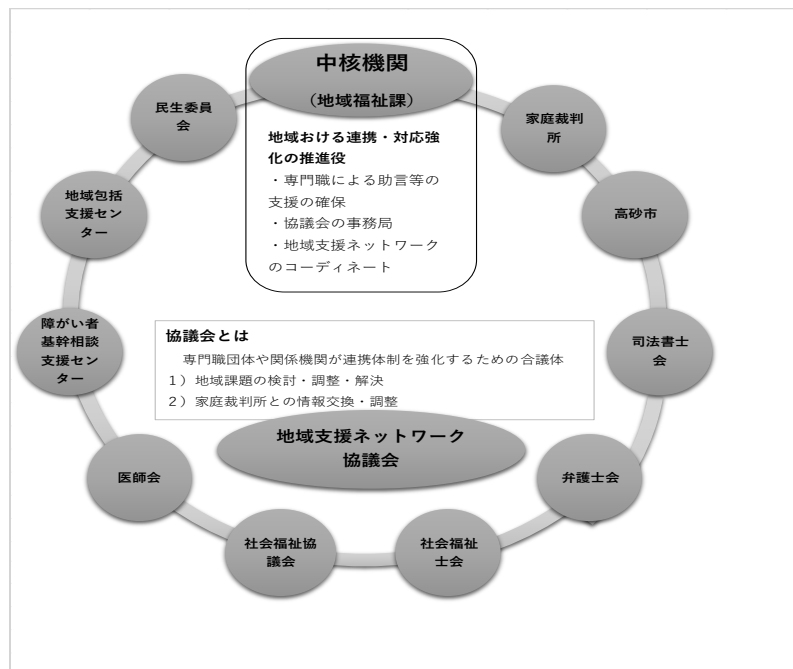
必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備及び権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み

＜役割＞

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

＜機能＞

- ・ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

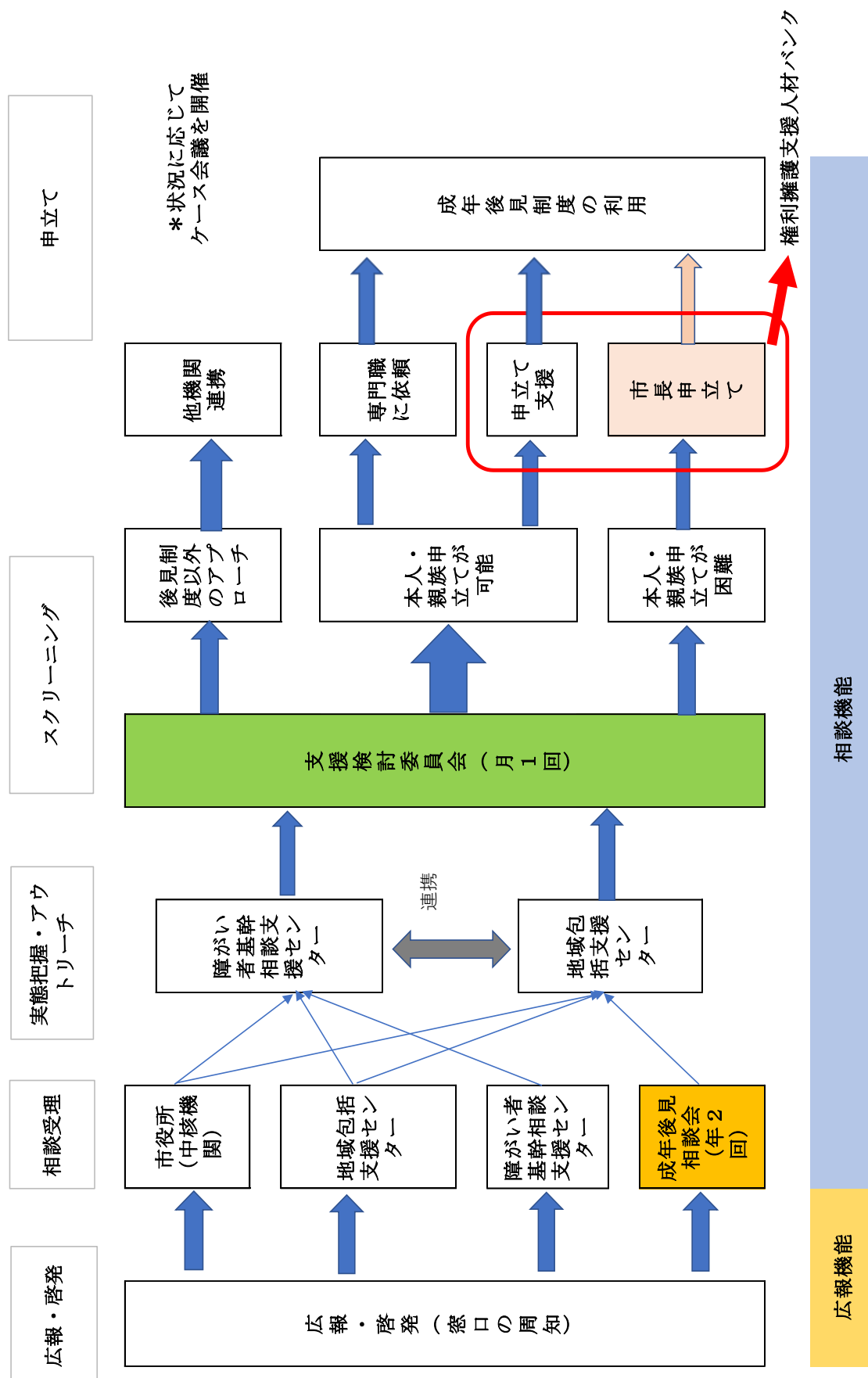


(図7) 地域支援ネットワーク

※中核機関とは

成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。地域における連携・対応強化の役割を担うが、法律・福祉等の専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護の支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。国の基本計画では、市区町村が直営か委託で運営する事が求められている。

(図8) 整備段階1 成年後見制度の相談・支援の流れ



おわりに

昨今の権利擁護に関する市民意識の高まりは、「成年後見利用促進法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等の制定及びそれに伴う行政の各種福祉関連計画の見直しに繋がっています。つまり、高砂市においても、権利擁護ニーズを分析する最高のチャンスなのです。

本提言書は、高砂市地域包括支援センターが日頃業務を行うにあたっての気づきから始まりました。自分たちだけでは対応しきれないと感じる案件の増加に伴い、他の福祉関連団体でも同様の案件が点在するとの実感から、関係機関連携と切れ目のない支援の必要性を感じていたのです。

こういった気づきは、単なる感覚だけにとどまらず、実際に高砂市で起こっていた事柄でした。行政の中でも高齢者と障がいのある人の支援では関係部署が異なる上、違う部署の中の動きは正確には把握し切れないようでした。高砂市内の民生委員・児童委員、専門職、高齢者・障がい者施設及び事業所の関係者からの実態把握調査によって、市民側でも行政の動きや関係機関での切れ目を感じていることがわかりました。これらの結果から、「ワンストップ窓口での受け入れ態勢」「定期的な関係機関会議での情報共有と、個別ケースでの支援の方向性確認」「実際の運用における有機的一体的連携」「現存の関係機関だけでは困難な案件でも対応できる体制整備」「これら体制に関わる細やかかつ効果的な広報」が必要であるとの結論に至りました。

今後は、出てきた課題や見えてきた体制について、高砂市として実現に向けた動きを展開していく段階です。本書に掲載した整備計画モデルルート（P27～33 参照）を示すことで、より今後の動きが鮮明となり、少しずつでも高砂市の実情に応じた体制を築いていくことができるのではないかと確信しています。当然、社会情勢や行政側でさらに分析した情報によって本モデルルートの内容はどんどんブラッシュアップされ、よりよい制度構築へ繋がるようになっていければと思います。

最後になりましたが、実態把握調査にご協力いただいた高砂市内の民生委員・児童

委員、専門職、高齢者・障がい者施設及び事業所の関係者の皆様、視察にて様々な知見をご提供くださった総社市権利擁護センター「しえん」の皆様、本整備計画モデルルートの方策のためにアドバイスをくださった行政関係者の皆様その他本提言書策定にあたってご支援ご協力を賜りましたすべての皆様に感謝を申し上げます。

本提言書が、5年後10年後の高砂市の権利擁護の充実に資することとなり、高齢者や障がいのある人の不平等の是正、年齢や障がいの有無に関わらず住み続けられるまちづくりへ繋がって、市民が互いに尊重し安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現に寄与することを期待しております。

高砂市権利擁護センター設置検討委員会

副委員長 荻埜敬大